

地 基 メ 第 2 号
安 衛 推 協 第 8 0 号
令 和 8 年 4 月 1 日

各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 一 部 事 務 組 合 等 の 長
各 地 方 独 立 行 政 法 人 の 理 事 長 } 殿

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金
理 事 長 齋 藤 秀 生
(公印省略)

一 般 財 団 法 人 地 方 公 務 員 安 全 衛 生 推 進 協 会
理 事 長 橋 本 嘉 一
(公印省略)

令和8年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、事業者の責務として、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないとされています。具体的には、ストレスチェックを含めた適切なメンタルヘルス対策の実施等が求められています。

さらに、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は、増加が続いており10年前の約1.9倍、15年前の約2.1倍となっており(*)、これを抑制するためにも、各地方公共団体が職員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

メンタルヘルス対策を実施し職員の心の健康を保つことは、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようになることに加え、公務災害の防止にもつながり、ひいては住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援します。

また、新たに、メンタルヘルス対策に関する計画を策定又は改定しようとする地方公共団体等を対象にアドバイザー（臨床心理士等の専門家）の派遣と、メンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会を開催します。

つきましては、別添のとおり、事業概要を送付しますので、積極的に活用いただけますようお願いいたします。

* 令和6年度地方公務員健康状況等の現況

(令和7年12月 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会)

メンタルヘルス対策に関する計画の策定支援等について

事業概要

- メンタルヘルス対策に関する計画（以下「計画」という。）を策定又は改定しようとする地方公共団体を対象に、メンタルヘルス対策支援アドバイザー（臨床心理士等の専門家）を派遣し、計画の策定（改定）支援を実施します。
- また、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会を開催します。

1 計画策定に係るアドバイザー派遣

対 象：計画を策定又は改定しようとする地方公共団体

事業内容：臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、専門家・総務省による計画策定等に係るヒアリング、助言を実施します。

（1回当たり2時間程度を想定）※オンラインでの対応も可能 ※必要に応じてフォローアップ支援を実施

費 用：無料（派遣に係る謝金・旅費等は当協会が負担します。）

申 込 等：事前に電話又はメールにてお問い合わせをいただいた上、派遣希望日の概ね1か月半前までに「派遣要請書」を提出してください。
日程等を調整し、派遣の決定を行います。

2 計画策定支援等に関する研修会

対 象：地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者

研修内容：総務省による計画等に関する説明、専門家による講義、専門家・地方公共団体の担当者間の意見交換等を実施します。

（1回当たり1時間半～2時間程度を予定）

開催方法：対面・オンラインのハイブリッド

受 講 料：無料（研修会の参加に要する旅費等は地方公共団体でご負担いただきます。）

開催日程：開催場所を含め、後日お知らせします。

申 込 等：開催場所・日程を決定した後、開催案内を地方公共団体宛てにお知らせします。研修会への参加を希望する地方公共団体はそれぞれ設定する期限までに参加申込書をご提出ください。



地方公共団体の長 様
(安全衛生担当課扱い)

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会
理事長 橋本 嘉一
(公印省略)

メンタルヘルス対策に関する計画の策定支援等について (ご案内)

当協会の業務運営につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、令和8年度より、地方公務員災害補償基金の委託を受け、メンタルヘルス対策に関する計画(以下「計画」という。)を策定又は改定しようとする地方公共団体を対象に、メンタルヘルス対策支援アドバイザー(臨床心理士等の専門家)を派遣し、計画策定(改定)支援を実施することといたしました。

詳細は下記のとおりですので、ぜひともご活用くださいますようご案内申し上げます。

なお、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者を対象とした計画策定支援等に関する研修会の開催も予定しており、別途ご案内申し上げます。

記

- 1 対 象 計画を策定又は改定しようとする地方公共団体
- 2 事業内容 臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして派遣し、専門家・総務省による計画策定等に係るヒアリング、助言を実施します(1回当たり2時間程度を想定)。また、必要に応じて、フォローアップ支援を実施します。
オンラインでのアドバイザーへの相談等を希望する地方公共団体への、アドバイザーオンライン派遣も実施します。
- 3 費 用 無料(派遣に係る謝金・旅費等は当協会が負担)
- 4 申込期間 令和8年4月1日から令和9年1月8日まで
(アドバイザーの派遣は、令和9年2月上旬までを予定)
- 5 申込方法 事前に電話又はメールにてお問い合わせいただいた上で、派遣希望日の概ね1か月半前までに別添の「派遣要請書」を提出してください。日程等を調整し、派遣の決定を行います。

〔問合せ先〕 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課
〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目2番地 垣見麹町ビル3F
電話：03-3230-2021 E-mail：keikaku.ad@jalsha.or.jp

メンタルヘルス対策に関する計画の策定・改定に係る
メンタルヘルス対策支援アドバイザー派遣要請書

| | | | |
|--|--|---|--------|
| 地方公共団体名 | | | |
| 組 織 情 報 | 所在地 | 〒 | |
| | 担当者 連絡先 | 所属 | TEL |
| | | 役職 | FAX |
| | | 氏名 | e-mail |
| | 担当課等の 構成 | (策定・改定に携わる者のみ記載) | |
| | 産業保健 スタッフ | 産業医 名 (うち精神科・心療内科 名)、保健師・看護師等 名 ※職場外資源を活用している場合はその詳細を記載してください。 | |
| | 安全衛生委員 会等の構成 | 名称: 構成: | |
| 計画の 対象部局 | (該当するものに☑) <input type="checkbox"/> 全部局 <input type="checkbox"/> 首長部局 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 公営企業 | | |
| 上記の 職員数 | (R 年 月現在) 名 | (うち精神および行動の障害による長期病休者数 (過去3年)) R 年 名、R 年 名、R 年 名 | |
| 策定・改定 の別 | (いずれかに☑) <input type="checkbox"/> 策定 ・ <input type="checkbox"/> 改定 ※改定の場合、既存の計画を添付してください。 | | |
| メンタルヘル ス対策に関する 計画の策定・改定に 関してアドバイ スを受けたい 内容 (詳細に) | | | |
| その他 (策定・改定の契 機・背景、現状の 課題等) | | | |
| 策定・改定 予定期日 | | | |
| 派遣希望時期 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | |
| 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 橋本 嘉一 様 | | | |
| 代表者 職・氏名 | | | |
| 上記の内容についてアドバイザーの派遣を要請します。 | | | |

別紙1

メンタルヘルス対策に関する計画の策定・改定に係る
メンタルヘルス対策支援アドバイザー派遣要請書

| | | |
|--|---|---|
| 地方公共団体名 | 〇〇市 | |
| 組織情報 | 所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 |
| | 担当者連絡先 | 所属 〇〇部〇〇課 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 役職 主査 FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇 e-mail 〇〇〇@〇〇.〇〇.jp |
| | 担当課等の構成 | (策定・改定に携わる者のみ記載) 課長、課長補佐、係長、主査、主事2名 |
| | 産業保健スタッフ | 産業医 1名 (うち精神科・心療内科 1名)、保健師・看護師等 1名 ※職場外資源を活用している場合はその詳細を記載してください。 |
| | 安全衛生委員会等の構成 | 名称: 〇〇市労働安全衛生委員会 構成: 副市長1名、部長級6名、衛生管理者1名、産業医1名、職員団体推薦者7名 |
| | 計画の対象部局 | (該当するものに☑) <input checked="" type="checkbox"/> 全部局 <input type="checkbox"/> 首長部局 <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 公営企業 |
| | 上記の職員数 | (R 7年 〇月現在) (うち精神および行動の障害による長期病休者数 (過去3年)) 〇〇〇名 R 4年 2名、R 5年 3名、R 6年 4名 |
| | 策定・改定の別 | (いずれかに☑) <input checked="" type="checkbox"/> 策定 ・ <input type="checkbox"/> 改定 ※改定の場合、既存の計画を添付してください。 |
| メンタルヘルス対策に関する計画の策定・改定に関してアドバイスを受けた内容 (詳細に) | <ul style="list-style-type: none"> 産業保健スタッフが充足していない状況下でのメンタルヘルス対策について 若年層職員に対する取組について ラインケアのあり方について学び、計画に盛り込みたい 一次予防に主眼を置いた計画としたい メンタルヘルス対策の体制構築とともに計画を策定したい 小規模団体のメンタルヘルス対策の取組方法 効果指標は何を採用し、どのように目標を設定すれば良いか 「計画」として策定する意義 | |
| その他 (策定・改定の契機・背景、現状の課題等) | (注 自由記載であるため、この欄は空欄でも構いません。) <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス不調による休務者が増加傾向にあるため、メンタルヘルス対策の体制構築とともに計画を策定したい 専門人材がおらず計画策定に着手できていなかったが、この機会に策定したい | |
| 策定・改定予定期日 | 令和〇年度末 | |
| 派遣希望時期 | 令和〇年度の後半 (10月～1月) | |
| 令和 〇年 〇月 〇日 | | |
| 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 橋本 嘉一 様 | | |
| 代表者 職・氏名 市長 〇〇 〇〇 | | |
| 上記の内容についてアドバイザーの派遣を要請します。 | | |

メンタルヘルス対策サポート推進事業(相談窓口設置・相談員派遣)

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、個別事案への対応方法、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施方法等を含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスをを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスをを行う。

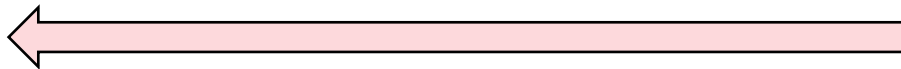
対象者

地方公共団体等の管理職員※、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※ 人事・職員厚生担当課以外の管理職員も対象となります。

サポート

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)



地方公務員災害補償基金
メンタルヘルス対策サポート推進室

連携



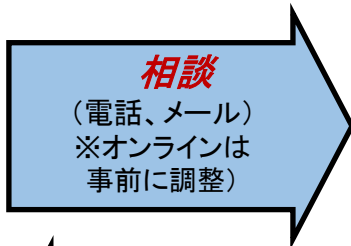
地方公共団体等

【相談事例】

- ・メンタルヘルス不調者等に対する個別具体的な対応策
- ・ハラスメント事案に対する対応
- ・ストレスチェックの実施方法
- ・職場のメンタルヘルス全般に関すること等

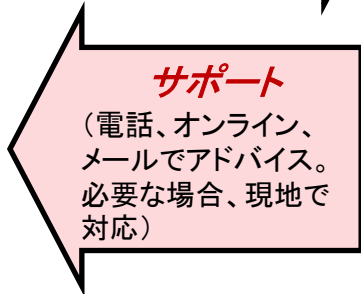
相談

(電話、メール)
※オンラインは事前に調整



サポート

(電話、オンライン、メールでアドバイス。
必要な場合、現地でも対応)



地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)

- ・電話、オンライン相談受付:原則週2日【月・木】
10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)
※相談受付日は、協会ホームページに掲載
※オンライン相談は、Teams、Zoom等を使用
- ・メール相談受付:全日24時間
アドレス:menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)
- ・必要な場合、相談員を派遣

<窓口担当者>

- ・メンタルヘルス相談員



※相談事例をとりまとめ、ホームページ等で情報発信

(別添2-2) メンタルヘルス対策サポート推進事業の概要

1 相談窓口等

(1) 電話・Web（オンライン）相談受付

電話番号：03-5213-4310（専用ダイヤル）

相談受付日：原則週2日（月・木曜日）

受付時間：10：00～16：00（12：00～13：00を除く）

※相談受付日は、別添1-3及び協会ホームページ

「<https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>」にて御確認ください。

※Web（オンライン）相談は、Microsoft Teams、Zoom等を使用します。

(2) メール相談受付

アドレス：menherusodan@jalsha.or.jp（専用アドレス）

相談受付日、受付時間：全日24時間

※電話・Web（オンライン）相談受付日以外の日には御相談いただいた場合でも、電話・Web（オンライン）相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

(3) 相談員派遣

窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

2 対象者 地方公共団体等の管理職員※、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※ 人事・職員厚生担当課以外の管理職員も対象となります。

3 費用 無料

4 留意事項

(1) 相談は、臨床心理士等の専門のメンタルヘルス相談員が対応します。

(2) 電話・Web（オンライン）相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

(3) 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例として協会ホームページ等で公開させていただく場合があります。

(4) なお、その他メンタルヘルス対策全般に関することについては、基金メンタルヘルス対策サポート推進室に御相談ください。

〔お問い合わせ先〕

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室

〒102-0093 千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8F

電話：03-5210-1342 FAX：03-6700-1764

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課

〒102-0083 千代田区麴町3-2 垣見麴町ビル3F

電話：03-3230-2021 FAX：03-3230-2266

令和8年度 メンタルヘルス対策サポート推進事業に係る電話・Web(オンライン)相談実施予定日

※電話・Web相談は、カレンダーの日にちに○を付した日の10時～16時(12時～13時を除く)となります。

※メールによる相談は、専用アドレスにて全日24時間受け付けています。なお、電話・Web(オンライン)相談受付日以外の日に御相談いただいた場合でも、電話・Web(オンライン)相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

※窓口による相談内容を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

※電話・Web(オンライン)相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

令和8年 **4** April

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---|----|----|---|----|----|
| | | | 1 | ② | 3 | 4 |
| 5 | ⑥ | 7 | 8 | ⑨ | 10 | 11 |
| 12 | ⑬ | 14 | 15 | ⑬ | 17 | 18 |
| 19 | ⑳ | 21 | 22 | ㉓ | 24 | 25 |
| 26 | ㉗ | 28 | 29 | ⑳ | | |
| | | | | | | |

令和8年 **5** May

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---|----|----|---|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | ⑪ | 12 | 13 | ⑬ | 15 | 16 |
| 17 | ⑱ | 19 | 20 | ㉑ | 22 | 23 |
| 24 | ㉕ | 26 | 27 | ㉘ | 29 | 30 |
| 31 | | | | | | |

令和8年 **6** June

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---|----|----|---|----|----|
| | ① | 2 | 3 | ④ | 5 | 6 |
| 7 | ⑧ | 9 | 10 | ⑪ | 12 | 13 |
| 14 | ⑮ | 16 | 17 | ⑱ | 19 | 20 |
| 21 | ㉒ | 23 | 24 | ㉕ | 26 | 27 |
| 28 | ㉙ | 30 | | | | |
| | | | | | | |

令和8年 **7** July

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|---|----|----|
| | | | 1 | ② | 3 | 4 |
| 5 | ⑥ | 7 | 8 | ⑨ | 10 | 11 |
| 12 | ⑬ | 14 | 15 | ⑬ | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | ㉓ | 24 | 25 |
| 26 | ㉗ | 28 | 29 | ⑳ | 31 | |
| | | | | | | |

令和8年 **8** August

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | ③ | 4 | 5 | ⑥ | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | ⑱ | 18 | 19 | ㉑ | 21 | 22 |
| 23 | ㉔ | 25 | 26 | ㉗ | 28 | 29 |
| 30 | ㉚ | | | | | |

令和8年 **9** September

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|---|----|----|
| | | 1 | 2 | ③ | 4 | 5 |
| 6 | ⑦ | 8 | 9 | ⑩ | 11 | 12 |
| 13 | ⑬ | 15 | 16 | ⑱ | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | ㉕ | 25 | 26 |
| 27 | ㉘ | 29 | 30 | | | |
| | | | | | | |

令和8年 **10** October

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|---|----|----|
| | | | | ① | 2 | 3 |
| 4 | ⑤ | 6 | 7 | ⑧ | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | ⑮ | 16 | 17 |
| 18 | ⑱ | 20 | 21 | ㉓ | 23 | 24 |
| 25 | ㉖ | 27 | 28 | ㉙ | 30 | 31 |
| | | | | | | |

令和8年 **11** November

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|---|----|----|
| 1 | ② | 3 | 4 | ⑤ | 6 | 7 |
| 8 | ⑨ | 10 | 11 | ⑫ | 13 | 14 |
| 15 | ⑮ | 17 | 18 | ⑱ | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | ㉖ | 27 | 28 |
| 29 | ㉚ | 31 | | | | |
| | | | | | | |

令和8年 **12** December

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | ③ | 4 | 5 |
| 6 | ⑦ | 8 | 9 | ⑩ | 11 | 12 |
| 13 | ⑬ | 15 | 16 | ⑱ | 18 | 19 |
| 20 | ㉒ | 22 | 23 | ㉕ | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| | | | | | | |

令和9年 **1** January

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|---|--------------|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | ⑦ | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | ⑮ | 15 | 16 |
| 17 | ⑱ | 19 | 20 | ㉓ | 22 | 23 |
| 24 | ㉖ | 26 | 27 | ㉙ | 29 | 30 |
| 31 | | | | | | |

令和9年 **2** February

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|---|----|----|----|----|----|
| | ① | 2 | 3 | ④ | 5 | 6 |
| 7 | ⑧ | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | ⑮ | 16 | 17 | ⑱ | 19 | 20 |
| 21 | ㉒ | 23 | 24 | ㉕ | 26 | 27 |
| 28 | | | | | | |
| | | | | | | |

令和9年 **3** March

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|---|----|----|
| | ① | 2 | 3 | ④ | 5 | 6 |
| 7 | ⑧ | 9 | 10 | ⑪ | 12 | 13 |
| 14 | ⑮ | 16 | 17 | ⑱ | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | ㉕ | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | |
| | | | | | | |

(別添3)

令和8年度メンタルヘルスマネジメント実践研修会について

事業概要

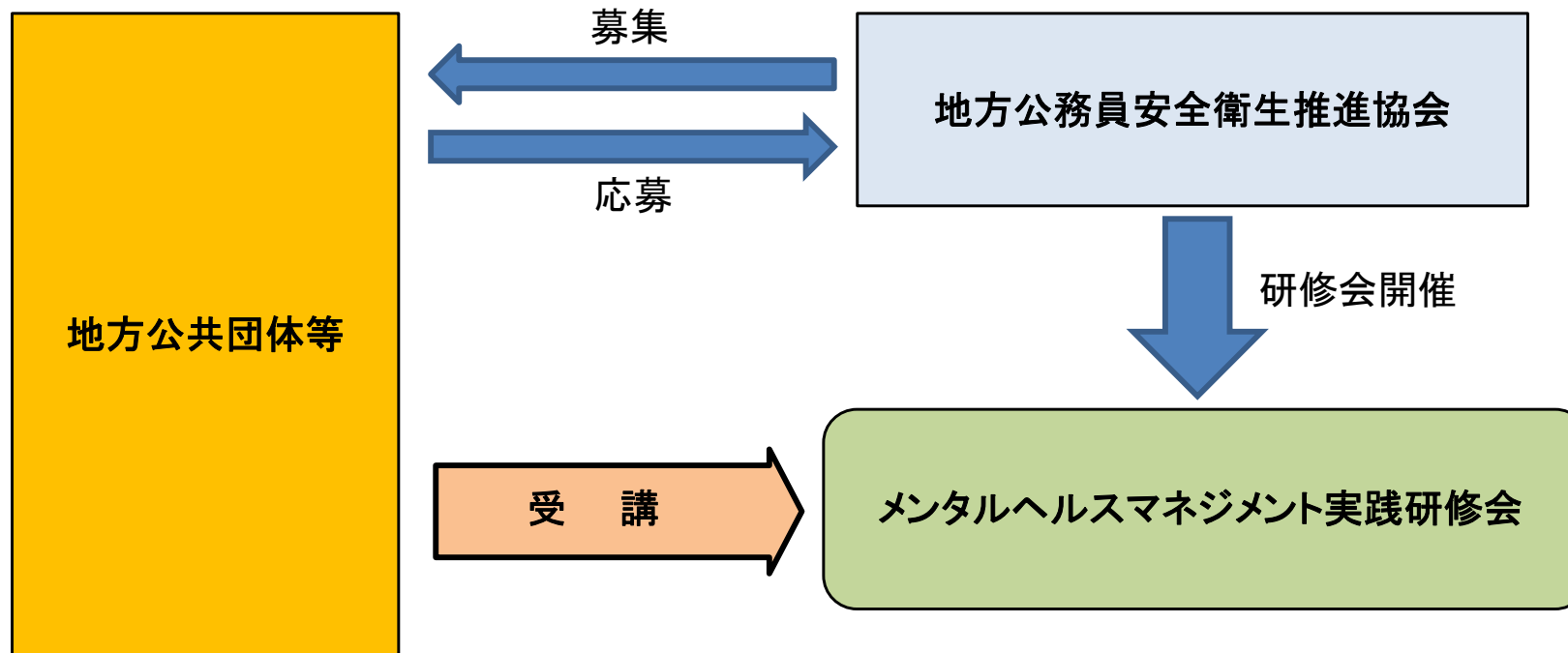
職場のメンタルヘルス対策を推進する上で必要な基本的な知識、体制づくり、ハラスメント防止、職場復帰プロセスの考え方、具体的な対応事例等を学ぶ研修会を開催する。

【東京】6月11日(木)～12日(金)開催 定員100名、【大阪】10月8日(木)～9日(金)開催 定員100名

【福岡】11月19日(木)～20日(金)開催 定員100名

対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員



※地方公共団体等の安全衛生担当課等で、受講希望者を取りまとめるうえ、地方公務員安全衛生推進協会研修課あて申し込みください。
4月から募集開始し、申込締切は開催日の2週間前としておりますが、定員になり次第締め切りとなります。
申請書類等は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページ(<https://www.jalsha.or.jp/schd/schd01/>)からダウンロードできます。

(別添4)

令和8年度公務災害防止対策セミナー市町村研修支援について

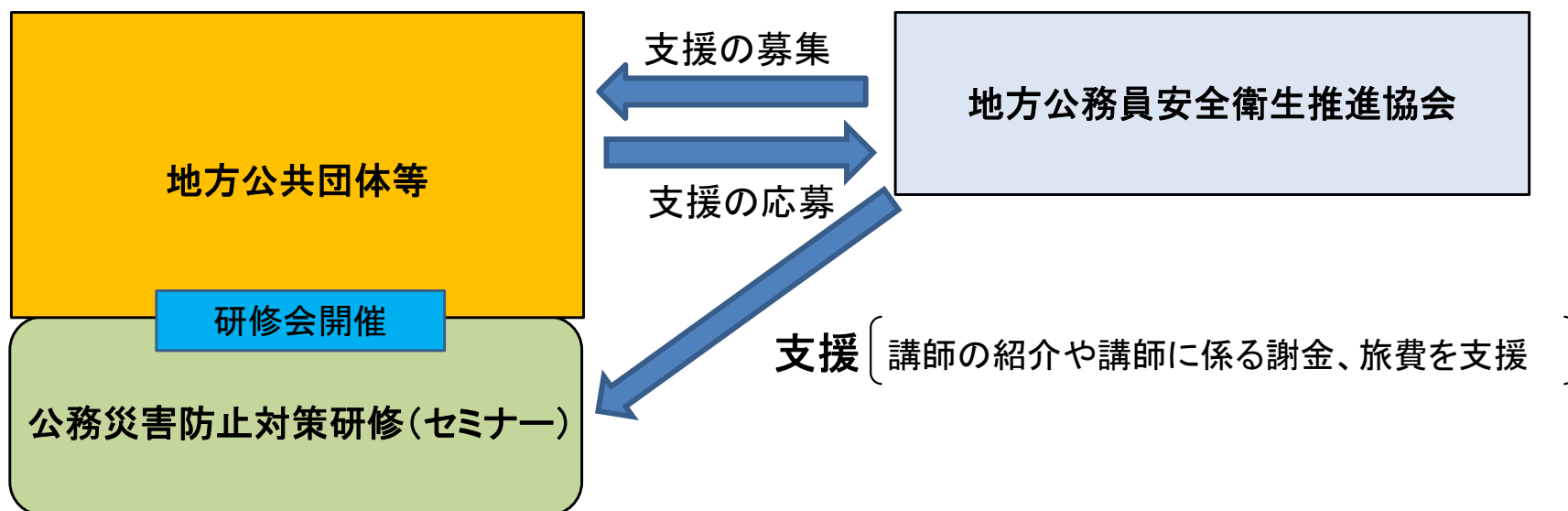
事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象のメンタルヘルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、地方公務員安全衛生推進協会が講師派遣等の支援を行う(全国で概ね55件程度採択予定)。

支援対象研修

受講者数が概ね50人以上の次の研修を支援対象とする。

- ・都道府県の管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修



※支援の募集は4月から受付を開始、7月から1月頃までに開催見込の研修をお申し込みください。

研修の受講者数は、概ね50人以上とし、支援希望団体が多数の場合は、地方公務員安全衛生推進協会の審査により決定します。

開催日、会場については、支援対象となった地方公共団体等において決定していただきます。

事業の詳細につきましては、地方公務員安全衛生推進協会研修課(03-3230-2021)までお問合せください。